

仕様書

1. 名称

レイアウト変更に伴う什器類購入等契約（下松公共職業安定所）

2. 職業紹介業務の機能強化を目的とするレイアウト変更に係る作業概要

- ・ 指定した場所への物品の移動（システム機器を含む）
- ・ 物品の廃棄・導入・設置
- ・ 納品後の問い合わせ対応

※システム機器運搬に係る事前作業等、導入時に必要な情報については、下記担当者に問い合わせること。

※当局が導入しているシステム機器については、既存の電源との切断及び接続までは要しない。

※納入日には当局のシステム管理業者も作業を行うため、必ず連携を取り作業を進めること。

※納品場所等は別添「所内配置図」を参照すること。

※廃棄については別添「(下松所) 物品廃棄対象リスト」を参照すること。

3. 品目

基準品は以下表のとおり。数量は購入する総数である。

基準品がない場合は、同等以上の品も可とするが、サイズ等の違いにより設置できない場合があるため、事前に申請をすること。

No.	品目	規格・型番等	数
	【2階 WEB 面接・ワークブース】	W2100D1200	
1	テレキューブ二人用横並び スタンダード	4W00KG 詳細は別添「テレキューブ仕様書」のとおり	1
2	マルチコンセントユニット クランプ式 4口 D（電源2／USB給電2）	DD84BE GA44	1
3	ワークブース用ソファ 張りぐるみタイプ 580W 防災仕様タイプ	MS59AD F3Z0 ダークグレー 580W560D735H	2
4	テレキューブ モニター取付金具 B・Cタイプ	4W35BF ZK25	1
	【1階 相談コーナー】		
	トリム：ネオホワイト クロスパネル：パールページュ マグネット可		

1	ローパーティション フロストガラス	NX11FE-HA12 W800D40H1920	4
2	ローパーティション フロストガラス	NX11FG-HA12 W1000D40H1920	2
3	ローパーティション フロストガラス	NX11FZ-HA12 W1100D40H1920	2
4	ローパーティション クロスパネル	NX10FG-FF3 W1000D40H1920	1
5	ローパーティション クロスパネル	NX10FZ-FF3 W1100D40H1920	1
6	ローパーティション クロスパネル	NX10FH-FF3 W1200D40H1920	4
7	直線連結材	NX80AE-T12	5
8	T 型連結材	NX82AE-ZA75	2
9	R 型連結材	NX81RE-ZA75	4
10	エンドカバー	NX865Y-ZA75	4
11	床ズレ止め金具	NS937Y-T03	4
12	ミーティングテーブル 脚：ネオホワイト・T 字脚 天板：27mm・プラ イズウッドナチュラル・抗菌マークレス	87AFAG-MDB0 W1500D750H720	2
13	ミーティングチェア 4 本キャスター フレーム：ホワイト 張地：セー ジ 耐アルコール、耐次亜塩素酸ナトリウム	8147HZ-PD31 W505D505SH450H785	8
	【待合コーナー】		
1	3 人用ロビーチェア 中間パネル肘付・中央席幅広設計・脚内側インセッ ト 張地：アプリコット（抗菌・耐アルコール・耐 次亜塩素酸ナトリウム）	LB89JE-PB29 W1800D600SH430H750	2
2	3 人用ロビーチェア 中間パネル肘付・片側ラウンド L・中央席幅広設計・ 脚内側インセット 張地：アプリコット（抗菌・耐 アルコール・耐次亜塩素酸ナトリウム）	LB89NK-PB29 W1800D600SH430H750	1
3	サイネージ 55 型 3840×2160 スピーカーあり・マルチシンクディスプレイ	LCD-E558 W1240H710D250	1
4	アーム式 壁掛け金具	CR-PLKG14 パン・チルト対応	1

5	フラットモール 1m	LD-GAF2/WH	2
	【待合室 掲示板撤去作業】	引取を含む	

4. 納入期日

令和8年11月13日（金）から令和8年11月15日（日）

5. 納品場所

下松公共職業安定所（下松市東柳1－6－1）

6. 仕様内容

- （1）納入する物品は新品であること。
- （2）グリーン購入法に定める特定調達物品については、グリーン購入法に適合する物品であること
（グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすこと。）また、それ以外の品目についても出来る限り環境に配慮した物品であること。
- （3）組み立て及び取り付け等が必要な物品については、適切な処理を行い、即使用できる状態して納入すること。
- （4）仕様書記載の基準品について、入札書の提出期限までにメーカーによる製造中止等の事由により製品の供給が不可能となった場合、同メーカーから後継品・機種（形式）が発売されたときは、後継品・機種でも仕様を満たす事とする。
また、契約締結後に上記の事由等で製品の納入が不可能となった場合、契約業者は、発注者と協議の上、契約金額にて後継機種等を提供しなければならないものとする。
- （5）詳細な納入場所、組み合わせ方は、上記担当部署と十分な打ち合わせを行うこと。
- （6）新規調達品の設置に際しては、必要に応じ、設置場所において連結固定・床固定等の転倒防止措置を講じること。
また、既設品の移設に際し、解体や耐震固定の取外し等が必要なものについては、適宜これらの作業を行った上で移動させることとし、元の設置場所において床固定・連結固定等が施されている物は、原則として移設先においても施工すること。
- （7）履行場所での作業に際しては、履行場所担当者の指示に従い、必要に応じて床面、壁面等に養生を行い、建物等に損傷等がないようにすること。損害を与えた場合は、受注者の負担で原状復帰すること。
- （8）什器類の廃棄にあたっては、廃棄マニフェストを作成し、下記11の契約担当者あて業務完了後、速やかに提出すること。

7. アフターケア

- (1) 障害発生時は、窓口を契約業者に一本化し、誠意を持って迅速に対応すること。
- (2) 納入物品の保証期間は、納入後1年間（ただし、1年間以上のメーカー保証のある物品については、当該保障期間とする。また、原則として、オフィス家具類については、一般社団法人日本オフィス家具協会の「オフィス家具PL対応ガイドライン」に規定する保証期間とする。）とし、設計・製作・施工等の不備により生じた故障又は納入物品の瑕疵に係る修理または取替えの諸費用は契約業者が負担すること。

8. 厚生労働省所管法令違反について

- (1) 契約業者は、契約業者又はその役員若しくはその使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。
- (2) 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、契約業者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 1 契約業者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - 2 契約業者が、契約業者又はその役員若しくは使用人が上記1の状況に至ったことを報告しなかったが判明したとき。
- (3) 上記(2)により発注者が契約を解除した場合、契約業者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約期間の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (4) 契約業者は、契約の履行を理由として、上記(3)の違約金を免れることができない。
- (5) 上記(3)は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することは妨げない。

9. 代金の請求及び支払いについて

- (1) 契約業者は、当方の指定する検査担当職員による検査に合格したときは、代金の支払いを当方に請求することができる。
- (2) 請求書の宛先は、「官署支出官 山口労働局長」とし、余白に振込先金融機関を表示すること。
- (3) 当方の支払いは、適法な請求書を受理後、30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。
- (4) 代金の請求（請求書の提出）は、契約内容をすべて履行した後、遅滞なく以下の担当部署に行うこととし、請求書の記載内容及び方法等を確認すること。

10. その他注意事項

- (1) 物品の納入までに要する全ての費用は、落札者の負担とする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、当局担当者の指示によること。また、本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、その都度問い合わせること。
- (3) 本業務の履行に際し知り得た事項は守秘義務を遵守し、情報の漏えい防止に万全を期すこと。
- (4) 落札者は、仕様等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 業務完了後、必ず現地担当者による検査を受けること。
- (6) 現地下見を希望する場合は、下記 11 の現地担当者に連絡すること。

11. 労働局担当者

山口労働局職業安定部職業安定課
職業紹介係 甲斐
T E L : 083-995-0380

現地担当者

下松公共職業安定所
庶務課 高松
T E L : 0833-41-0870

契約担当者

山口労働局総務部総務課
会計第一係 安田
T E L : 083-995-0364